

2022年度（財団創立40周年）研究実施者募集要項

公益財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）は科学技術に関する調査・研究の実施者に所要の研究助成金を交付するものである。

1. 助成対象研究

下記の一般研究課題に関する研究を助成対象とする。

- 課題A 植物有用成分およびバイオマス資源の高度利用に関わる研究
- 課題B エレクトロニクス複合材料および次世代実装に関わる研究
- 課題C 持続可能な社会を実現する有機系新素材およびその機能化に関わる研究

2. 応募の資格

- (1) 日本に居住し、国内の国公立大学、国公立研究機関あるいはそれに準じる研究機関に所属する常勤の研究者。
- (2) 応募する研究テーマについての計画、実施に主体的に関わる研究者で、申請時の研究期間を通じて当該助成研究を継続できること。
期間内の異動および研究継続が困難となった場合には、当財団にその旨報告すること。
- (3) 研究機関長の推薦を受けた45歳以下（原則）の研究者（学生、院生は除く）。
- (4) 本助成金を受けた者は、受けた年度より起算して3年間は応募することができない。
- (5) 同一の研究テーマで他の機関・財団に助成申請されることに差し支えはありませんが、他の機関、財団から資金援助（含科研費）を受けている或いは受けることが決まっている場合は、その団体名を記入すること。

3. 研究助成金額、件数

2022年度に限り、財団創立40周年を記念し、**助成金総額4,000万円以内、1件当たり100万円～300万円の範囲**で25～30件程度採択予定です。

4. 選考の方法

各課題を専門分野とする選考委員にて一次評価を行い、その結果に基づき選考委員会において採択テーマおよび助成金額について判定し、理事長が決裁する。

4. 申請の手続

申請の手続は別に定める研究助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に従い申請を行う。

5. 助成金の交付方法

助成金の交付方法は、交付対象となる研究等が選定されたのちにおいて、その研究等の申請書の内容に応じ、本財団が研究等の実施者と個別に協議してこれを定める。

交付した助成金については、研究等の目的の成功または不成功にかかわらずその返還を求めない。

6. 助成金の使途

- (1) 申請書記載の研究目的達成のために必要な経費であれば、使途については制限しない。
- (2) 本財団からの助成金は、原則として全額を研究費に充てられるよう、所属機関内で間接的な経費についての免除手続きを行う。

7. 研究等成果の帰属

研究等の実施過程において取得した工業所有権の実施権の許諾およびその条件については、研究等の成果を広く普及活用する観点から進めることとし、工業所有権は原則として援助・助成の場合は実施者に帰属する。

8. 申請書の提出に際して

助成金の交付を希望する者は、次の事項を守ることが承知し、申請書の提出を行う。

- (1) 研究等の実施は、あらかじめ本財団に提出した申請書に従って実施する。
- (2) 本財団から求められた場合は、一定の様式に従い実施状況の報告を行う。
- (3) 研究等の実施過程において申請内容に変更を生じた場合は、本財団に報告し承認を受ける。
- (4) 研究が終了した時は、本財団に報告を行う。
- (5) 申請書に従い研究等を実施しなかった場合、その他交付の趣旨に反した行為を行った場合は、助成金の返還を行う。
- (6) 助成研究が終了次第、助成金の使途について申請書の使途項目に沿って報告する。
(なお、使途については申請時と相違しても問題ありません。)
- (7) 助成研究成果の一部もしくは全部を報文または学会等で発表する場合、当財団より助成を受けたことを明記し、その報文等（或いはコピー）を当財団に送付する。

9. 問い合わせ先

公益財団法人 松籟科学技術振興財団 事務局

TEL: 03-5205-8766 FAX: 03-3241-3035 E-mail: shorai@harima.co.jp

研究助成金交付要項

公益財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）が行う調査・研究に対する助成金の交付については、本要項の定めるところによる。

（助成の対象となる事業の範囲）

- 1 助成金の交付対象となる調査、研究等（以下「研究等」という。）は、本財団定款第4条に掲げる研究等であって、その実施が緊要と認められるものとする。

（選考委員会による研究等の選定）

- 2 選考委員会は、助成金の交付対象となる研究等の選定など、本要項に定めるものの他、助成金に関する重要事項についても審議する。

（実施者の選定）

- 3 (1) 本財団は、別に定める募集要綱により研究等に当たる者（以下「実施者」という。）を公募する。
(2) 選考委員会は前項の応募者の中から助成金を交付するにふさわしい実施者を選定する。
(3) 前項の規定にかかわらず、選考委員会は、応募者がいないとき、またはその他やむを得ない理由があるときは、公募によらないで実施者を選定することができる。

（助成金の交付）

- 4 (1) 本財団は、3に定めるところにより実施者が選定されたときは、当該実施者に対し、助成金を交付する。
(2) 本財団は、助成金を交付した実施者が、選考委員会に提出した実施計画書に従い、研究等の実施に当たることを確認する措置をとるものとする。

（実施状況の報告および計画の変更）

- 5 (1) 選考委員会は、必要に応じて実施者から研究等の実施状況について、報告を求めるものとする。
(2) 選考委員会は、実施者が研究等の実施過程において、その実施計画に変更を生じたため、その変更の承認を求められたときは、内容を審査し適当と認められる場合は、承認を行うものとする。

（研究等の認定）

- 6 (1) 選考委員会は、実施者の研究等が完了したときは、当該実施者から報告を求め、研究等の結果について認定するものとする。
(2) 前項の場合、本財団は、交付した助成金については、研究の目的の成功または不成功にかかわらず、その返還を求めないものとする。ただし、実施者が実施計画に従い研究等を実施しなかった場合、その他助成金の交付の趣旨に反した行為を行った場合は、この限りではない。

（申請書）

- 7 (1) 本財団は、研究等に対する適正な助成を期するため、助成金の交付に際し、実施者から申請書の提出を求めるものとする。
(2) 申請書の様式は、別に定める。

以 上